

議案第 26 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

- （1）佐倉市立第二青菅学童保育所
- （2）佐倉市立第三青菅学童保育所
- （3）佐倉市立第二井野学童保育所

2 指定管理者となる団体

東京都中央区日本橋小網町 6 番 1 号

ワイエム総合サービス株式会社 代表取締役 沖 広 美

3 指定の期間

- （1）佐倉市立第二青菅学童保育所及び佐倉市立第三青菅学童保育所

令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

- （2）佐倉市立第二井野学童保育所

令和 2 年 5 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

令和 2 年 2 月 25 日提出

佐倉市長 西 田 三十五